

大妻女子大学研究倫理教育に関する実施要項

平成 31 年 4 月 2 日 制定

(目的)

第 1 条 この実施要項は、大妻女子大学及び大妻女子大学短期大学部において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「大妻女子大学における研究活動の不正行為防止に関する規程」に基づく、研究倫理教育（以下、「本研究倫理教育」という。）の実施に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この実施要項における「最高管理責任者」、「統括管理責任者」及び「研究倫理教育責任者」の定義は、「大妻女子大学における研究活動の不正行為防止に関する規程」に定めるところによる。

(受講対象者)

第 3 条 研究倫理教育の受講対象者は以下のとおりとする。

- (1) 専任教員（教授、准教授、講師、助教（実習担当含）、助手）
- (2) 大学院修士課程及び博士後期課程の在学生
- (3) 人間生活文化研究所研究員
- (4) 各附属施設及び各学部附属教育研究施設の研究員及び研修生
- (5) その他、本学の施設や設備を利用して研究に携わる者

2 各学部及び短期大学部の在学生の研究倫理教育については、別に定める。

(研究倫理教育の内容)

第 4 条 受講対象者は、独立行政法人日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース」による e-learning プログラム eLCoRE（以下、「本プログラム」という。）を受講しなければならない。ただし、各学部および短期大学部の在学生については、別に定める。

(e-learning プログラムの受講時期等)

第 5 条 前条に定める本プログラムの受講年度は原則として以下のとおりとする。ただし、文科科学省や公的研究費の配分機関等からの通知等により、別途受講を求める場合がある。

受講対象者	受講時期
専任教員	着任時及び受講後 3 年度毎に再受講
大学院修士課程及び博士後期課程の在学生	各課程への入学時
人間生活文化研究所研究員	着任時及び任期更新時
各附属施設及び各学部附属教育研究施設の 研究員及び研修生	着任時及び任期更新時
その他、本学の施設や設備を利用して研究 に携わる者	着任時及び任期更新時

2 受講期間は原則として、各年度の 6 月 30 日までとする。

3 年度途中で着任した受講対象者は、着任時から 2 ヶ月以内又は着任年度末のどちらか早い方までに受講を完了するものとする。

4 受講者は、本プログラムの受講後、速やかに修了証を総務センター研究支援室に提出しなければならない。

5 受講対象者が病気等のやむを得ない事由により、所定の受講期間内に本プログラムを修了することが出来ない場合は、受講対象者の事前の申し出により、受講期間を延長することができる。

(未受講者への対応)

第 6 条 正当な理由がなく、受講期間内に本プログラムを受講しなかった受講対象者については、学内又は学外の競争的資金等の申請・使用及び学内配布予算の執行を認めない場合がある。

(受講状況の報告)

第 7 条 研究倫理教育責任者は、最高管理責任者及び統括管理責任者に対し、毎年度末に研究倫理教育の受講状況を報告するものとする。

(取扱部署)

第 8 条 この実施要項に関する事務は、総務センター研究支援室にて行う。

(改廃)

第 9 条 この実施要項の改廃は、大妻女子大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この実施要項は、平成 31 年 4 月 2 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。